

平成27年度 包括外部監査結果に係る措置状況報告書

【高齢者保健福祉事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について】

(平成29年6月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第 1 号

平成 2 9 年 6 月 1 2 日

東大阪市監査委員	柴 田 敏 彦
----------	---------

同	牧 直 樹
---	-------

同	菱 田 英 継
---	---------

同	鳥 居 善太郎
---	---------

包括外部監査の結果に基づく措置状況の公表について

平成 2 7 年度包括外部監査の結果に関し、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定により別紙のとおり公表します。

包括外部監査の結果に基づく措置状況

1. 監査の種類

包括外部監査

2. 監査の対象

平成27年度監査テーマ

「高齢者保健福祉事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について」

3. 監査結果に基づく措置状況

監査結果に基づく措置状況については別紙のとおり

凡 例

編集の都合上、図表については、掲載を省略しています。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(1)
回答所属	高齢介護室高齢介護課
項 目	【意見1】老人センターにおいて、無料施策の継続の是非を検討することが望ましい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書47頁】

老人センターについては、老人福祉法第20条の7の規定により、無料又は低額な料金で老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設として定められている。東大阪市では社会局長通知「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」（昭和52年8月1日）で示された「別紙1老人福祉センター設置運営要綱」で利用料については原則無料とあることから、材料費等の実費負担を除き無料となっている。しかし、この規定の制定は昭和52年と古く、高齢化が進んでいる昨今の状況、老人センターを利用されている高齢者が広範ではなく特定の利用者による複数回利用が多い傾向にあること、及び施設運営の財政状態を鑑みると将来に渡り無償である必然性はない。

仮に、当施設の経費を施設利用者である受益者負担とすると、利用1回につき、利用者が負担すべき金額は下表のようになる。

利用者一人当たり負担額を試算した結果が【試算①】であり、利用者一人当たり1,300円から1,400円程度の利用料を徴収すれば、運営費の大半を賄えることが分かる。【試算②】では管理経費の約7割を占める人件費の負担は求めないことを想定して利用者一人当たり負担額を試算した結果、414円となった。運営費の全額について受益者負担とすることが最善の策であるとも言いきれないものの、当利用料の試算には将来の大規模改修・建て替え費用等は含んでおらず、今後の老人センター運営に係る管理経費は増加することが想定される。

そのため、施設利用に係る高齢者間の負担の公平性、及び受益者負担の適正化の観点から老人センター利用に係る無料施策の継続の是非を検討することが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末(措置済み)】

大阪府下においては、利用料を無料としている市町村が多く、また有料とすると利用者の減少が懸念されることから、現時点においては無料とすることとしております。
今後も無料施策の是非については、適宜検討してまいりたいと考えています。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(2)
回答所属	高齢介護室高齢介護課
項 目	【意見2】老人センターの新規利用者の増加に向けた方策を検討することが望ましい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書48頁】

現在、市内にある6か所の老人センターにおいて各種教室や季節の行事の開催、同好会活動などを実施しているが、どこのセンターにおいても利用者数は毎年横ばい状態である。このことは、施設のキャパシティにもよるが、利用者がほぼ固定されている状況も原因であると推測される。

【意見1】に記載のとおり、一部の高齢者だけが無償で施設を利用することは、施設利用に係る高齢者間の負担の公平性からも好ましい状況ではない。

今後、現在の利用者以外の意見を取り入れるべくアンケート等でニーズ分析を行い、同事業の類似民間施設の現状を考慮して老人センター事業の見直しを行う等新規利用者の増加に向けた方策を検討することが望ましい。また、その際に、老人センター以外の公共施設等において、同事業が実施可能な空間を確保できないか検証することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末（一部措置済み）】

アンケートにつきましては、平成27年度に6センター合同で実施いたしました。
今後もニーズ分析を行いながら、新規利用者の確保に努めてまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(3)
回答所属	高齢介護室地域包括ケア推進課
項 目	【意見3】地域包括支援センターの住民周知度を高めることが望ましい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書51頁】

地域包括支援センターは、地域包括ケアの中核的機関であり、高齢福祉事業に関して住民にとって一番身近な相談窓口として、平成27年度の介護保険法改正以降更に重要な役割を担うこととなる。

これに対して、住民の地域包括支援センターの周知割合は、「高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」策定の際に送付した市民アンケートの結果によると平成23年度の2割程度から平成26年では4割程度となっており、改善しているものの、十分とはいえない水準である。

地域包括ケアシステムには、住民の参加が必須であり、その中核的機関である地域包括支援センターの住民への周知は今後必須となると想定される。

現在も、自治会や老人会の会合への参加等を通じて、地域包括支援センターの周知へと努めているとのことであるが、病院や、ケーブルテレビ、老人センター、回覧板等さまざまなチャネルを利用して、さらなる住民周知へと努める必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末(未措置)】

平成24年度から地域包括支援センターのリーフレットを作成し、広報に努めています。また、チラシの掲載や回覧板を利用した広報も行っております。

今後も地域の相談窓口として気軽に相談していただけるよう一層の工夫をまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(4)
回答所属	高齢介護室地域包括ケア推進課
項目	【意見4】高齢者施策に係る地域包括支援センターの連携先である地域資源の状況の把握、及び強化を市の各所管課が連携し行うことが望ましい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書52頁】

市では、『東大阪市第7次高齢者保健福祉計画 東大阪市第6期介護保険事業計画』において、地域包括支援センター、行政機関、医療機関、自治会、校区福祉委員会、民生委員、社会福祉協議会、コミュニティ・ソーシャルワーカー、ケアマネージャー、介護サービス事業者等の地域連携ネットワークから高齢者がサポート・支援を受け、「元気な高齢者がいつまでも元気で、地域の一員としていきいき活躍できるための施策」を重点施策としている。

市では、高齢者施策に係る地域連携を図る際に、一番市民に身近な相談窓口となる地域包括支援センターが最も中心的役割を果たすと考え、地域包括支援センターの機能が発揮できるよう、行政の高齢者福祉施策関係部署のバックアップや協働体制の構築、及び、福祉事務所、保健センターとの連携強化を図っている。

一方で、連携先となる校区福祉委員会や自治会等地域資源が成長していない場合には、地域包括支援センター等と連携をしたとしても実質的な役割を果たすことは困難となると想定される。

そのため、市としては、地域包括支援センターを所管する地域包括ケア推進課や高齢者福祉施策所管課のみならず、自治会や校区福祉委員会、民生委員等地域連携を担う組織や団体、個人等を所管する課とも連携し、まずは地域資源の状況を把握し、必要な場合には強化するためのサポートを行うことが望ましい。

また、今後地域包括支援センターについては、3センター増設の上、担当区域の再編を行うことが予定されていることから、再編後にも各センターの連携先別に状況を把握し、各々強化及び連携を図っていく必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末（一部措置済み）】

平成29年1月より各地域包括支援センター単位で地域団体、医療機関、介護事業者が参画する高齢者生活支援等会議を設置しており、必要に応じて連携強化のための支援をする体制づくりに努めております。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【2】－(1)
回答所属	高齢介護室地域包括ケア推進課
項目	【結果1】介護保険法の改正からも、各地域包括支援センターにおいて、単位地域ケア会議の開催が可能な体制を構築することは急務である。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書52頁】

単位地域ケア会議とは、個別事案に対する対応策を検討する個別支援策検討会議で蓄積した事例やノウハウ等からその地域としての課題を洗い出し、解決への取り組みに至るまでの一連の流れを地域で確立するために開く会議である。

市は、「平成26年度 包括的支援事業実施方針」において、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア体制の構築に向け、これまでの「高齢者地域ケア会議地域別会議」に加え、担当地域の課題抽出や社会資源の把握、問題解決のためのネットワークづくりのため、平成25年度よりセンター単位での地域ケア会議を実施しており、平成26年度では全センターでの開催を目指していた。平成26年度の開催実績回数は以下のとおりである。

平成26年度において、単位地域ケア会議の開催にまで至っている地域包括支援センターは少ない。当会議が開かれていないということは、地域ごとの課題の洗い出しや解決策を講じる段階にまで至っていないということである。今後、平成30年に迎える高齢化のピーク期に向けて地域ごとの特性に応じた支援体制を確立する必要があり、単位地域ケア会議の開催が必要となる。

また、地域包括支援センター及び市町村レベルの地域ケア会議については、地域包括ケアシステムの構築の実現のための有効なツールとして、地域ケア会議の開催は地域の特性に応じたシステム構築のために必須であると考えられ、介護保険法の改正により制度的に位置づけられることとなった。そのため、地域ケア会議は東大阪市においても必置の会議となり、東大阪市では、今後、以下の図の会議体制を以て地域包括ケア体制の構築を行う方針であり、地域包括支援センターレベルの地域ケア会議の開催は制度的にも今後必須となる。

そのため、各地域包括支援センターにおいて、単位地域ケア会議の開催が可能な体制を構築することは急務である。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末（一部措置済み）】

平成27年度において単位地域ケア会議を開催しているセンターは5センターであり、全センターでの開催には至っていない状況です。

ただし、平成29年1月より各地域包括支援センター単位で地域団体、医療機関、介護事業者が参画する高齢者生活支援等会議を設置したことから地域課題の抽出については、従来よりも取り組みやすい体制となっており、今後新たな単位地域ケア会議の開催に向け、その体制を構築できるよう努めてまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【2】－(2)
回答所属	高齢介護室地域包括ケア推進課
項 目	【結果2】市は、地域包括支援センターに係る事業を委託するに足る事業者であるかの判断に資する事業計画書を入手し評価するべきである。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書54頁】

東大阪市では各地域包括支援センターより年度単位の事業計画書の提出を受け、年間事業内容を把握しているが、委託契約書と同様の包括的な内容の記載に終始し、具体的な事業内容や年間予定件数、人員配置計画等が記載されないセンターが散見された。

本来的には、市は、各地域包括支援センターの年度の具体的な事業予定内容が記載されている計画書を入手の上、市の方針に従ったものであるか、内容に問題がないかを確認すると共に、年度終了後には計画との差異を分析し、問題となる内容を把握し、改善するべきものについては改善指導を行い、場合によっては委託先の変更等を検討し、より良いサービスを市民が受けられるように対応する必要がある。

そのため、各地域包括支援センターの事業計画書について、委託先として問題ないか否かの判断に資するものの提出を受けた上で、市として評価する必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末(未措置)】

地域包括支援センターの新設置時におきましては、事業計画書に具体的な記入項目を設けて提出を依頼しておりますが、年度単位での事業計画書については具体的な記入項目を設けておりません。

平成28年度より実施した生活支援コーディネーターの配置や平成29年度より実施した介護予防・日常生活支援総合事業について各地域包括支援センターにおける運用体制の構築経過を確認した上で、年度単位の事業計画書につきましても、より具体的な内容の計画書を提出いただくよう、今後検討してまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(5)
回答所属	高齢介護室地域包括ケア推進課
項 目	【意見5】「地域包括支援センター自己評価票」に、市民及び連携先等第三者による評価を取り入れることが望ましい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書55頁】

東大阪市では、地域包括支援センター業務のより効果的、かつ効率的な運営をめざし、各地域包括支援センターに「地域包括支援センター自己評価票」を作成し、5段階で自己評価させ、地域包括支援センター運営協議会で協議の上、各センターにフィードバックしている。なお、評価項目としては、以下の内容に即したものとなっている。

自己評価を行うことで、各センターの特徴、秀でている点、改善すべき点についての情報を把握し、センター間で共有することにより一定の効果があると考えられるが、自己評価はその性質より主観的判断を伴うものであり、評価方法としては限界があると考ええる。

市は、平成26年度より「地域包括支援センター事業評価基準」により各地域包括支援センターを評価し、結果については、地域包括支援センター運営協議会に諮ったうえで、各地域包括支援センター設置法人理事長あてに送付している。「地域包括支援センター事業評価基準」は以下のとおりである。

上記のように、市により一定の客観的評価が行われていると考えられるが、形式面での評価内容も多い。そのため、施設利用者の満足度調査等の利用者である市民による評価や、各地域包括支援センターとの連携先等の第三者による客観的評価や意見を取り入れることが望ましいと考える。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末(未措置)】

地域包括支援センターの運営状況を評価する指標として、自己評価及び事業評価を行っているところではございますが、市民及び連携先第三者による評価等は取り入れていないことから、今後検討してまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(6)
回答所属	高齢介護室地域包括ケア推進課
項 目	【意見6】事業ニーズと負荷を的確に把握するためにも、相談支援業務及び地域ケア支援(個別)業務の加算対象外件数を厳密に把握することが望ましい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書62頁】

各地域包括支援センターに委託している相談支援業務及び地域ケア支援(個別)業務の事業実績件数については以下のとおりである。

相談支援業務及び地域ケア支援(個別)業務の委託料は委託単価に加算対象件数を乗じて算定する。加算対象となるものは、「平成26年度地域包括支援センター実績報告要領」の条件を満たしたもので、加算対象の頻度制限に抵触しないものである。加算対象への主な条件と頻度制限は以下のとおりであり、下記を満たさない場合は加算対象外となる。

各センターにおいて、加算対象件数に対し、加算対象外件数にバラつきがある。担当者に理由を伺ったところ、基幹型地域包括支援センターである社会福祉協議会角田及び荒川については、委託費の支給額が事業費であるのに対し、他のセンターについては、委託単価に加算対象件数を乗じたものとなり、加算対象外件数の実績を集計するインセンティブが低いことが要因の可能性がある、とのことであった。

しかし、加算対象外とはいえ市民からのニーズを反映したものであるから、各センターへ加算対象外の実績数も厳密に報告するように指導することが望ましい。

また、加算対象外の件数を厳密に把握することは、各センターの人員配置状況の適切性の把握の観点からも必要があると考え。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末(一部措置済み)】

加算対象外についても継続して報告するように指導しているところではございますが、未だ報告いただいていないケースもありますので、今後も加算対象外についても厳密に報告するように指導してまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(7)
回答所属	高齢介護室地域包括ケア推進課
項 目	【意見7】相談支援業務及び地域ケア支援(個別)業務について、委託料の算定式の見直しを行うことが望ましい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書64頁】

上記【意見6】に記載のとおり、相談支援業務及び地域ケア支援(個別)業務の委託料は委託単価に加算対象件数を乗じて算定する。一方で、加算対象となる頻度制限である同一の対象者(個人)について、1月に1回限りと制限されている。

これは、複雑な要因を抱えて1月に2回以上の相談や支援を受ける必要がある対象者に対する相談や支援を行う地域包括支援センターの負担が大きくなると共に、相談等を行うインセンティブが低くなる可能性がある。しかし一方で頻度制限を廃止した場合、委託料の不正請求が発生するリスクが生じる可能性もあり、それを防止するためには、一定の頻度制限は必要と考えられる。

そのため、不正請求を防止しつつ、当業務を円滑に進めるために、加算対象外件数を網羅し、相談や支援実績を市で把握した後、今後市の管理が可能な範囲内で、現在の相談や支援の実態に応じて、委託単価や加算対象となる頻度制限等委託料の算定式の見直しを行うことが望ましいと考える。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成29年3月末(未措置)】

加算対象外件数について報告するように求めています、委託料の算定式の見直しには至っておりません。今後、検討を進めてまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【2】－(3)
回答所属	高齢介護室地域包括ケア推進課
項 目	【結果3】各地域包括支援センターあたりの担当高齢者数の負担軽減を図る必要がある。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書64頁】

地域包括支援センターについては、厚生労働省より、原則第1号被保険者（高齢者）数3,000～6,000人に対して1つのセンターの配置が求められているが、平成26年12月現在の状況は以下のとおりである。

上記のとおり、1センターあたりの高齢者数が6,000人を超えるセンターが19箇所中14箇所となっており、市は各センターに配置する専門職員数を増加させることで現在対応している。厚生労働省より求められる配置基準を守らなければ直ちに法令違反となる性質のものでもないが、厚生労働省が定めた基準は、各センターへの負担や利用者の利便性等を考慮し合理的に設定された基準であると考えられる。今後市は、地域包括支援センター3箇所の増設を予定しているが、厚生労働省より求められる配置基準により近づける形で整備する必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末（一部措置済み）】

平成28年度より地域包括支援センターを3箇所増設し、22センター体制で運営しております。これにより6,000人を超えるセンターは22箇所中11箇所となりましたが、センター職員の負担軽減のため、今後も厚生労働省が定める基準に近づける形に整備してまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(8)
回答所属	高齢介護室地域包括ケア推進課
項 目	【意見8】日常生活圏域と地域包括支援センターの担当地域の齟齬をより実際の生活圏域に合わせた形で解消することが望ましい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書65頁】

現在、地域包括支援センターは住所別に担当区域が分かれており、市のウェブサイト「住所別地域包括支援センター一覧表」が掲載されている。

徒歩30分以内を日常生活圏域と考えた場合、担当区域と日常生活圏域とで齟齬が生じている状態である。日常生活圏域と概ね整合する中学校区と地域包括支援センターの配置状況は以下のとおりである。

齟齬が生じた経緯としては、平成18年に改正された介護保険法の改正により地域包括支援センターが義務付けられたことにより、それまで高齢者の相談窓口として設置していた在宅介護支援センターから地域包括支援センターへ移行することにより当初13箇所の地域包括支援センターを設置し、平成21年度に当初設置目標数である現在の19箇所の設置に伴い、各センターの担当地域を変更してきたことによる。

今後市は、高齢者増加に対応するべく、地域包括支援センター3箇所の増設を予定しており、日常生活圏域と概ね整合する中学校区をベースとして担当区域として整理し、地域包括支援センターの移転等の対応を実施する予定としている。区域整理の際には、日常生活圏域・中学校区との齟齬の解消のみならず、将来の高齢者数の増加への対応、及び区域内の住民利用に資する場所に地域包括支援センターを配置する必要がある点を考慮することが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末(措置済み)】

平成28年度より地域包括支援センターを3箇所増設しており、中学校区に合わせた担当区域に整理しました。事務所が担当区域外にあった地域包括支援センターにつきましても、平成28年度中に担当区域内に移転が完了しております。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【2】－(4)
回答所属	高齢介護室地域包括ケア推進課
項 目	【結果4】各地域包括支援センター間の業務負担格差を解消すべきである。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書67頁】

各地域包括支援センターの担当地域における高齢者数、要支援者数、相談支援件数、地域ケア支援(個別)数、センター配置専門職員数、センター配置専門職員1人あたりの業務負担状況は以下のとおりである。なお、人口数、高齢者数、センター配置専門職員数については平成26年12月時点のものを使用しており、相談支援件数、及び地域ケア支援(個別)件数については平成26年度の実績件数を使用している。

上記のとおり、相談支援件数及び地域ケア支援(個別)件数は、【意見6】に記載のとおり実際件数より少ない件数となっていると想定されるが、各センターの専門職員1人あたりの負担状況は大きいと考えられ、更にセンター間でも格差が発生している。

【意見6】に記載のとおり、実際の相談支援件数及び地域ケア支援(個別)件数を把握するとともに、各センター間の負担状況を検証し、センターへ配置する専門職員を充当する等、各センター間の負担格差を解消する必要がある。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成29年3月末(未措置)】

センターへ配置する職員数については、担当高齢者数に応じて増員するように対応しておりますが、各センター間の負担状況の検証は出来ておりません。今後検討してまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(9)
回答所属	高齢介護室高齢介護課
項 目	【意見9】老人クラブ活動助成事業について、老人クラブ会員の活動実態を把握することが望ましい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書69頁】

平成26年4月1日現在、東大阪市に属する老人クラブ数は561団体、会員数は32,509人(1クラブ平均58人)となっている。「東大阪市老人クラブ助成事業運営要綱」によれば、1老人クラブ当たり年額48,000円を限度として補助金の額を定めるとあり、東大阪市では1老人クラブの会員数が50人以上であれば43,200円(月額3,600円)、30人～49人であれば14,400円(月額1,200円)の補助金が交付されている。

各老人クラブの活動実績は「老人クラブ活動実績報告書」が福祉事務所に提出され、口頭ではあるが活動の内容をヒアリングしている。しかしながら、老人クラブの会員の活動実態については把握しておらず、会員数50人以上の老人クラブであっても、実際に活動している人数までは把握できていないのが現状である。しかし、1老人クラブに交付される金額は最大で43,200円と少額であること、及び老人クラブ数が560を超える現状で、すべての会員の活動状況を把握することは容易ではない。そのため、活動の実態を把握し、会員帳簿のアップデートを図る等の対応が現実的ではないかと考える。個々の老人クラブへの交付は少額なれど、平成26年度の補助金額は24,091,200円となっており、その算定・交付の際には会員の活動実態の把握が望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末(一部措置済み)】

平成28年度の補助金申請時において、クラブの会員名簿が実態に即したものであるかどうか、無作為抽出の方法により17団体について確認を行っております。今後の高齢化社会において、老人クラブが果たす役割は益々重要となってくると考えられることから、その活動実態の把握にも努めてまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【2】－(5)
回答所属	高齢介護室高齢介護課
項目	【結果5】老人クラブ活動助成事業について、老人クラブ連合会の補助金額の算定は活動実績に即すべきである。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書70頁】

東大阪市老人クラブ連合会に対して特別補助金7,542,560円が交付されている。その積算内訳は次のとおりである。

- ① クラブ割 @720円×539クラブ×12月＝4,656,960円
- ② 会員数 @80円×30,945名＝2,475,600円
- ③ 定額分 @216,000円
- ④ 健康づくり事業 @194,000円
- ①＋②＋③＋④＝7,542,560円

このうち、③定額分、及び④健康づくり事業については、過去から金額に変動がなく、その内容・金額の根拠も明確ではなかった。また、補助金額7,542,560円は、老人クラブ連合会からの特別補助金交付申請書に添付されている「特別補助金支出予定額内訳書」及び、特別補助金実績報告書においてすべて同額が記載されていた。市は、老人クラブ連合会の活動実績に即した補助金額を積算すべきである。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末（一部措置済み）】

交付申請書と実績報告書における報告数値については、平成28年度より実際の金額に即して報告するよう指導し、適正なものとなるよう改めてまいります。一方、③定額分、④健康づくり事業については補助金額の積算根拠は不明ですが、実際の事業費が補助金額以上となっていることは確認しております。

引き続き老人クラブ連合会に対する補助金が、より効果的なものとなるよう検討してまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(10)
回答所属	社会教育センター
項 目	【意見10】「市民講座講師登録制度(まちのすぐれもの)」事業の成果指標は活用状況とすることが望ましい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書73頁】

当事業は、生涯学習を広めていくことが本来の趣旨であり、高齢者の豊かな人生経験や長年培ってきた専門的な知識・技能を、活用していくことが重要である。高齢者が市民講座等の講師や地域での教育・学習活動の指導者等として活躍できる機会の充実に努め、今後はその利用状況を把握するとともに、事業の評価を行う上では、登録者数のみでなく、その利用件数などの活用状況を成果指標とすることが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末(一部措置済み)】

平成28年度に「まちのすぐれもの」派遣依頼受付票を作成し件数、内容把握に努めております。しかし、営利、宗教、政治等の関連が無いグループの方であれば、どなたでも気軽にご活用いただく観点から、電話対応で紹介を行っており、その活用有無も含め報告依頼をしているものの、全て把握できている状況ではございません。また、紹介件数だけでも年間10件にも満たない現状がございます。今後は、気軽にご活用いただける現システムをできる限り活かしつつ、ご指摘の趣旨も踏まえ、引き続き対応を検討してまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(11)
回答所属	労働雇用政策室
項 目	【意見11】シルバー人材センター事業について、PRの事後評価を実施し、より効果的なPRを実施することが望まれる。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書75頁】

シルバー人材センターでは、会員の拡大及び普及啓発活動に関し、平成26年度から新たなPR方法として市政だより等での会員募集を実施している。しかしながら、PRの効果について、事後的な評価は行っておらず、PDCA(プラン・ドゥ・チェック・アクション)サイクルのチェックがなされていない。会員へのアンケートを実施するなどPRの効果を適切に評価することで、PDCAサイクルを回し、より効果的なPRを実施することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末(未措置)】

ご指摘の事項については、平成28年度末現在で未措置であります。現在、シルバー人材センターにおきましては会員の拡大は至上命題と位置付けられています。

会員拡大のためのPRを効率的に行うことは非常に重要なことと考えられますので、入会説明会等の場において、シルバー人材センターへの入会のきっかけなどを、アンケート等を通じて調査し、その評価を行い、効率的なPR方法を検討して行くよう指導してまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(12)
回答所属	労働雇用政策室
項 目	【意見12】シルバー人材センター事業について、より効果的な安全対策の検討・実施が望まれる。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書76頁】

シルバー人材センターの傷害事故の発生件数の推移は以下のとおりである。平成23年度から逡増しており、平成26年度では20件と突出している。

次に平成26年度の他市の状況を見てみる。会員数1,000人以上の大阪府下の市町村の内、ウェブサイトで傷害事故数が公表されている6市町村の傷害事故数と就業延人数÷傷害事故数を集計したものが下図である。

シルバー人材センターでは、平成26年度より年1回の安全講習受講を義務化し、未受講者は就業できないようにしているが、東大阪市の平成26年度の傷害事故発生数は、過去数年で見ても最も件数が多く、また、他市と比較しても傷害事故発生の割合が高い状況である。

シルバー人材センターは、高齢者がまちづくりの主体となって活躍するしくみづくりとして、高齢者が健康で生きがいのある生活を実現するための事業であり、高齢者が安全に就業することは、事業の基幹をなすものである。高齢者が安全に就業できる環境を整備すべく、より効果的な安全講習・安全パトロールなど安全対策の検討・実施が望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末（一部措置済み）】

シルバー人材センターにおきましては、年1回の安全講習受講を義務化し、未受講者は就業できないようにしているほか、毎年7月を安全強化月間と位置付け安全パトロール等を強化しています。傷害事故数につきましては、平成27年度は23件と前年度を上回る結果となりましたが、平成28年度は14件と大幅に減少いたしました。

会員の安全就業は、シルバー人材センターの事業の基本であり、今後も事故ゼロを目指して取り組むよう指導してまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(13)
回答所属	地域健康企画課
項目	【意見13】地域連携クリティカルパスについて、症例毎に、国や市等の財政、医療機関等のサービス提供機関、患者である市民の別にメリット・デメリットを把握し、症例毎に緩急をつけて市の施策を講じることが望ましい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書78頁】

市は、地域連携クリティカルパスについては、現在具体的な目標値を設定せず、運用実績をあげること、及び運用に係る課題を見つけることを目標と考えている。しかし、実績数としては上記のとおり多いとは言い難い状況である。

実績数が伸びない要因として、担当課は、当初利用した医療機関が中河内圏域外の場合、症例数の実績数に含まれないが、東大阪市は、大阪市内に隣接する地域であるため、公共交通機関のアクセスが便利な大阪市内の医療機関を選択する市民が多いことを理由にあげている。地域医療連携パスの症例数の実績については、パスを利用するか否かは、患者同意の上で医療機関が決定するものであり、本人がパスの利用を希望しない場合や、病気の患者数が少ない場合も想定され、単純に実績数を増やせば良いということではない面もある。

また、市は、地域連携クリティカルパスは、安心・安全な医療を市民へ提供できるいくつかある手段のうちの一つと考えており、市の中核を担う病院が他地域に比較して少ない当市においては、症例によっては地域連携クリティカルパスよりも他の手段が勝っているものがあると考えていることも要因の一つとなっている。

しかし、現時点で市では、地域連携クリティカルパスや他の手段について、症例毎に分かれると想定されるメリットやデメリットを十分に把握しておらず、高齢化に向けて、どの症例において地域連携クリティカルパスの運用実績を重点的に伸ばす必要があるかの把握が十分ではない。

そのため、地域連携クリティカルパスの症例毎に、国や市等の財政、医療機関等のサービス提供機関、患者である市民の別にメリット・デメリットを把握し、症例毎に緩急をつけて市の施策を講じることが望ましい。

また、市民の目線で高齢化のピーク期に向けて有効な事業を推進していくことが急務であるとする。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末(未措置)】

平成28年度診療報酬改定で、地域連携クリティカルパスの点数が削除されました。糖尿病及び急性心筋梗塞についての病院・診療所間の連携は、診療情報提供書の活用で対応できており、地域連携クリティカルパスの運用は、医療機関にとっては診療報酬上のメリットもない上に労力がかかり、患者にとってもメリットが見出せない状況になっております。

そのような状況であるため、指摘された措置を講じることが困難となっております。

今後は、大阪府第7次保健医療計画策定において、患者が適切な医療を継続して受けることができるシステムづくりをすすめることが必要と考えております。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(14)
回答所属	高齢介護室高齢介護課
項 目	【意見14】高齢者実態把握事業について、対象となる高齢者の実態が一定期間以上把握されない状況がなくなるよう対応を検討されたい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書80頁】

調査初年度である平成22年度は、市が保有する住民基本台帳、外国人登録より抽出した65歳以上のひとり暮らし高齢者から、民生委員調査で把握されている高齢者、介護サービス利用者、生活保護受給者を除き、どこかの相談窓口でもサポートを受けていない高齢者を対象にアンケート調査を実施し、平成23年度以降は、新たに65歳になったひとり暮らしをしている高齢者、転入者、新たにひとり暮らしになった高齢者を対象にアンケート実施している。

市単費事業となった平成24年度以降も、平成23年度と同様の手法により対象者を抽出し、事業を実施しており、平成26年度に調査対象に加えた65歳以上の高齢者のみ世帯については、高齢度の高い世帯を対象に調査を実施している。

平成22年度の調査開始年度より約5年が経過し、当初の調査対象となった高齢者は年齢を重ね、調査当初より状況が変化している可能性があるが、現在の仕組みでは一度調査の対象となった高齢者について調査対象としていないため、民生委員への情報提供や地域包括支援センターへの情報提供に同意しなかった高齢者については、地域の相談窓口による支援の手が届いていない可能性がある。また、65歳以上の高齢者のみ世帯についても、調査が実施されていない世帯がある状況でもある。

予算が限られた中ではあるが、高齢者の状況を把握するため、民生委員、介護保険サービスなど、どこかの相談窓口でもサポートを受けていない65歳以上のひとり暮らし高齢者、あるいは、高齢者のみの世帯については、一定期間以上実態調査がおこなわれていない状況がなくなるよう、新規対象者に加え、一定数対象者に含める等の対応を検討されたい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末(未措置)】

職員体制の確保に努め、高齢者の状況をより一層把握していけるよう努めてまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(15)
回答所属	高齢介護室地域包括ケア推進課
項 目	【意見15】家族介護教室の開催について、各地域の住民ニーズを考慮しつつ、公平性の観点から包括地域支援センター間の差を解消することが望ましい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書81頁】

上記のとおり、家族介護教室開催回数について各センターで差が発生している。また、開催回数のみならず教室の実施内容について各センターに一任されている状況であるため、実施内容についても各センターで差が発生していると想定される。各センターで差が生じる理由として、各センターの教室開催のノウハウの差、また、各センターで実施する他の事業の繁忙状況等も考えられるが、いずれにしても当事業に関して、住民が得られるサービスに相当の差が生じていると考えられる。

住民サービスの均一化の観点から、各センターへ各々家族介護教室の事業を委託するのではなく、家族介護教室自体は専門事業者に一括で委託し、各センターは当教室開催のサポートとして携わることで担当地域住民との関係構築を図っていただく等、別の形態での開催を検討することが望ましいと考える。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末(未措置)】

家族介護教室の開催回数については、年々増加しておりますが、内容は各地域包括支援センターに一任している状況であります。別の形態での開催についても、今後検討してまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(16)
回答所属	高齢介護室高齢介護課
項 目	【意見16】介護用品支給事業について、事業の効果を検討するため支給対象者を把握されるよう対処されたい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書82頁】

当事業の目的は、事業の支給条件に該当するような状況のもと、在宅介護を行っている家族介護者(以下、支給対象者)に対して、介護用品の支給を行うことで、その負担をできるだけ減らし、在宅介護が続けられるよう支援することであり、事業の利用率等、事業の効果を検討するためにも支給対象者を把握する必要があるが、市では、当事業の支給対象者の把握が出来ていない。

所管課では、支給条件に規定されている利用可能である介護者の特定ができないこと、利用する者の所得状況が不明であることを原因として、支給対象者の把握ができないと説明しているが、事業の利用率等、事業の効果を検討するためにも、支給対象者を把握されるよう対処されたい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末(未措置)】

本事業では家族介護者を、東大阪市に居住し住民票に登録されている者で、要介護者を常時介護している家族とし、家族介護者が複数存在する場合は主たる家族介護者に支給するものとしています。

また、家族介護者が非課税世帯であることを要件のひとつとしていますが、その特定ができないケースが大半であるため個別の勧奨は実施できていませんが、市政だより等での広報、介護保険事業者連絡会等への制度周知を通じ支給対象者への把握に努めてまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(17)
回答所属	高齢介護室高齢介護課
項 目	【意見17】家族介護慰労金支給事業について、事業の効果を検討するため支給対象者を把握されるよう対処されたい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書83頁】

当事業の目的は、事業の支給条件に該当するような状況のもと、重度の介護を要する高齢者を、介護保険サービスを利用せずに家庭で介護している家族等に対し、慰労金を支給し慰労することであり、事業の利用率等、事業の効果を検討するためにも支給対象者を把握する必要があるが、市では、当事業の支給対象者の把握が出来ていない。

所管課では、対象となる高齢者については、要介護度、過去1年間の入院記録を調べることができるが、介護をする家族については、住民基本台帳から抽出したデータでは、実際に同居しているのかどうか、また、誰が介護をしているのか判断できないことを原因に、支給対象者が把握できないと説明しているが、事業の利用率等、事業の効果を検討するためにも、支給対象者を把握されるよう対処されたい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末(未措置)】

本事業では家族介護者は、東大阪市に居住し住民票に登録されており、また家族介護者が複数存在する場合は主たる家族介護者に支給し、かつその者が非課税世帯であることを要件のひとつとしています。

このことから、家族介護者の特定ができないケースが大半であるため個別の勧奨は実施できていませんが、市政だより等での広報等で制度周知を通じ支給対象者への把握に努めてまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(18)
回答所属	高齢介護室高齢介護課
項 目	【意見18】利用者の利便性を考慮し、現在の委託事業者と民間事業者の協業を進めることや、事業の民間移行等も含めた実施体制の検討を図られたい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書84頁】

上記のように、平成24年度の実績と比較し、2年連続で、食の自立支援事業の利用度が下がっている。

担当部課では、事業の利用者が、減少傾向にある原因として、利用に関して、ケアプランへの位置づけが必要である点、昼食しか実施していない点、また、週最大利用回数が4回以内など、当事業の利用条件に合致し、当サービスを利用できたとしても、昼食以外や、週4回を超えたサービスを受けたい場合、別途、民間事業の利用が必要になることが要因と説明している。また、民間事業者により同様の民間の見守りサービス増加が普及しており、一部を市の事業、一部を民間事業者とせず、すべてについて民間事業者を利用する場合が多いのではないかと担当部課では推察している。

当事業は単なる配食サービスではなく、在宅生活を支援することを目的とした国の地域支援事業の地域自立生活支援事業を活用した安否確認の事業も併せ持った事業としての位置づけから、委託事業者11社は、社会福祉法人9法人、NPO法人1法人、民間事業者1社の構成となっているが、現事業の条件を緩和し、利用のしやすい内容にしていいため、委託事業者を窓口にして、民間配食サービスを同時に受けられるよう委託事業者と民間事業者の協業や、民間事業者の活用を拡大する、あるいは、事業実施を民間事業者へ移行する等、利用者の目線で利用しやすさを第一にしての実施体制を検討されたい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末(未措置)】

食の自立支援事業については、ご指摘の内容も踏まえ、業者の選定方法や契約方法等を見直すよう検討してまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(19)
回答所属	健康づくり課
項 目	【意見19】健康教育について、事業の効果判定について、開催回数や参加者数だけではなく、健康の保持増進にどの程度効果があったかについての指標化を検討されたい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書85頁】

当事業の目的は、生活習慣病の予防その他健康に関する事項について、市民の健康の保持増進を図り、高齢者介護に係る費用の抑制を図ることにあるが、当事業についての指標は、開催回数と参加延人数となっている。

担当課では、教室の内容について、事後アンケートでメニューの改善の参考に次回の教室で改善できるように対応し、また、全ての教室ではないが、教室終了後継続教室を実施しフォローを実施しているが、健康教育を受講したことが、健康の保持増進にどの程度効果があったか、疾病への罹患状況や要介護認定度等について指標化し、健康教育の効果を見える化していくことにより、事業効果を明確化することが望まれる。開催回数や参加者数だけではなく、健康の保持増進にどの程度効果があったかについての指標化を検討されたい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末(未措置)】

国民健康保険団体連合会より提示された第2データヘルス計画のひな型に示された指標をもとに、KDBシステムから抽出可能なデータや統計データの中から指標化が可能な項目について、第2データヘルス計画策定会議時に、関係各課と検討を進めてまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(20)
回答所属	健康づくり課
項 目	【意見20】健康相談について、事業の効果判定について、開催回数や参加者数だけではなく、生活習慣改善にどの程度効果があったかについての指標化を検討されたい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書86頁】

当事業の目的は、高齢者の健康に関する総合的な健康相談の実施による生活習慣改善を図り、高齢者介護に係る費用の抑制を図ることにあるが、当事業についての指標は、開催回数と参加延人数となっている。

集団健康教育と同様に個別に健康相談を受けたことが、生活習慣改善にどの程度効果があったか、生活習慣病等への罹患状況や要介護認定度等について指標化し、健康相談の効果を見える形にしていくことにより、事業効果を明確化することが望まれる。開催回数や参加者数だけではなく、生活習慣改善にどの程度効果があったかについての指標化を検討されたい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末(未措置)】

国民健康保険団体連合会より提示された第2データヘルス計画のひな型に示された指標をもとに、KDBシステムから抽出可能なデータや統計データの中から指標化が可能な項目について、第2データヘルス計画策定会議時に、関係各課と検討を進めてまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(21)
回答所属	健康づくり課
項 目	【意見21】健康診査について、事業の効果判定について、受診率だけではなく、高齢者に係る医療費の抑制にどの程度効果があったかについての指標化を検討されたい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書87頁】

当事業の目的は、がん検診等、健康診査を実施することにより、高齢者を含む医療費の抑制を図ることにあるが、当事業についての指標は、各検診の受診率となっている。

集団健康教育と同様に、健康診査を受診したことが早期発見や治療にどの程度効果があつたか、疾病への罹患状況や要介護認定度等について指標化し、健康診査の効果を見える化していくことにより、事業効果を明確化することが望まれる。受診率だけではなく、高齢者に係る医療費の抑制にどの程度効果があつたかについての指標化を検討されたい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末（未措置）】

国民健康保険団体連合会より提示された第2データヘルス計画のひな型に示された指標をもとに、KDBシステムから抽出可能なデータや統計データの中から指標化が可能な項目について、第2データヘルス計画策定会議時に、関係各課と検討を進めてまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(22)
回答所属	健康づくり課
項 目	【意見22】訪問指導について、事業の効果判定について、訪問指導の実施件数だけではなく、健康の保持増進にどの程度効果があったかについての指標化を検討されたい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書88頁】

当事業の目的は、保健師などが生活改善などの支援を訪問指導することにより、高齢者が疾病や要介護状態となることを予防し、高齢者介護に係る費用の抑制を図ることにあるが、当事業についての指標は、実施件数となっている。

保健師などが生活改善などの支援を訪問指導により受けたことが、健康の保持増進にどの程度効果があったか、疾病への罹患状況や要介護認定度等について指標化し、訪問指導の効果を見える化していくことにより、事業効果を明確化することが望まれる。訪問指導の実施件数だけではなく、健康の保持増進にどの程度効果があったかについての指標化を検討されたい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末(未措置)】

国民健康保険団体連合会より提示された第2データヘルス計画のひな型に示された指標をもとに、KDBシステムから抽出可能なデータや統計データの中から指標化が可能な項目について、第2データヘルス計画策定会議時に、関係各課と検討を進めてまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(23)
回答所属	高齢介護室高齢介護課
項 目	【意見23】街かどデイハウス事業について、サービスの実施効果の検証と、事業そのものの実施体制について検討することが望ましい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書89頁】

市では、每期、事業継続審査会を開催し、各団体の運営事業履行状況評価を実施し運営状況の評価を実施しており、利用者の満足度について実地調査にて聞き取りは行っているが、アンケート等などを用いての検証は実施しておらず、延べ利用者数の推移等の把握はしているが、事業効果の検討までは実施していない。

その一方、事業の提供主体が住民参加型非営利団体であり、活動が団体代表者やスタッフ等の個人の貢献に依存しているため、代表者の体調不良等個人の事情により、事業を継続することが困難になり、事業所の閉所につながる状況が発生しており、平成24年度19事業所あった街かどデイハウスは平成27年度では14事業所に減少するなど、サービス提供場所自体が年々減少している状況にある。

担当課では、今後、「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行も視野に入れ、街かどデイハウスの事業内容や実施方法等の見直しを行う方針であるとのことであるが、サービスの実施効果の検証と、事業そのものの実施体制について検討することが望ましく、事業として継続していくべきものであるか、また、そうであるならば、多くの住民が利用できるサービスとして事業者を確保できるかを含めた検討が望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末（一部措置済み）】

街かどデイハウス事業につきましては、事業のより効果的な実施や施策体系の整理の観点から、今後3年を目途として現行の制度を見直す方針です。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(24)
回答所属	高齢介護室高齢介護課
項 目	【意見24】成年後見制度について、後見人としての活動が実際に可能な市民へ市民後見人登録を働きかけることが望ましい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書91頁】

平成26年度では、10名の前年度市民後見人登録者数に対して、市民後見人受任件数が1件のみとなっている。これは、市民が後見できる対象として、弁護士や社会福祉士等が受託する必要がない被後見人である必要があること、また、後見人業務が週に1度の面談を要する等業務や拘束時間が多く、常勤者には活動が困難なこと、またそれにも関わらず市民後見人の場合は報酬もなく完全なボランティアとなることも大きな要因と考えられ、市民後見人に登録したものの実際の活動は困難で後見人を引き受けられない者もいる。

市民後見人を養成する研修に係る負担委託費金額は、固定負担額はあるものの、登録者数にも影響される。また、コストをかけて市民後見人を育成したものの、他自治体では以下のとおり、退会者も発生している。そのため、後見人に選ばれた場合に、実際に後見人としての活動が可能な方に研修を受講していただけるように働きかけることが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末（一部措置済み）】

市民後見人の登録者に対しては府に委託して実施しております登録者研修を受講いただいております、モチベーションの維持に働きかけるよう努めてまいりました。

今後は当事業についてより一層の周知を図り、市民後見人の登録者により多く活動していただけるよう努めてまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(25)
回答所属	高齢介護室高齢介護課
項 目	【意見25】成年後見制度利用支援の市長申立て件数の増加に合わせて費用対効果に優れる体制を構築することが望ましい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書92頁】

平成25年度より成年後見制度利用支援の市長申立て件数が増加しており、直近3年間の推移は以下のとおりである。

これは、元々、成年後見制度の市長申立てが申し立てる親族がいないことが前提となっており、該当する親族の有無の調査に時間がかかっていたが、市長申立ての窓口である福祉事務所3箇所へ専門嘱託を1名ずつ配置し体制を強化したことが要因となっている。

当制度については、今後業務量の増加が見込まれることから、成年後見制度に係る審査会の柔軟な開催、及び市の財政負担の増加を考慮し、業務量が減少傾向となる部署からの職員の異動、臨時職員の採用や、業務を委託する等柔軟な対応を検証し、最も費用対効果に優れる選択を行うことが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末（一部措置済み）】

平成28年度より、年4回審査会の開催を定期的に行うことと、西福祉事務所の専門嘱託職員の1名増員配置を行い、申立て事務を以前より迅速に行えるよう努めました。

今後も福祉事務所や関係部署と連携し、申立てにスムーズにつなげられるよう努めてまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(26)
回答所属	高齢介護室高齢介護課
項 目	【意見26】日常生活自立支援事業対象者やサービス利用料等に緩急をつけ、限りある市財政の中でも、当事業のサービスを必要とするより多くの市民へのサービスの提供が可能となるよう大阪府へ働きかけることが望ましい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書93頁】

当事業は、利用者数やサービス提供数は以下のとおり年々増加傾向にあり、現在、事業の利用を希望しても、待機者が多くすぐには利用できない状況となっている。

当事業は、大阪府の事業とはいえ、東大阪市が当事業費の6割超を負担し大阪府よりも多い状況である。市負担額は平成26年度で54,356千円であり、今後も市の負担は増加していく可能性は高いと推定される。また、A階層者については、本人負担がないことから自身の便益のみを考慮してサービスを無制限に受けることを希望する懸念もある。

そのため、事業対象者として、要支援・要介護、認知症の症状が発生していることを要件とする、受益者負担としてA階層者にも一定の利用料を課すといったサービス提供回数等の削減のインセンティブを付与する、書類等預かりサービスにも階層区分を設定し利用料金の見直しを行う等の方策を市として大阪府へ提案するなど、事業対象者やサービス利用料等に緩急をつけ、限りある市財政の中でも、当事業のサービスを必要とするより多くの市民へのサービスの提供が可能となるよう大阪府へ働きかけることが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末(未措置)】

当事業が持続可能な制度となるよう、ご指摘を踏まえ大阪府に働きかけてまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(27)
回答所属	消防局警防部予防広報課
項 目	【意見27】ひとり暮らし高齢者にかかる防火対策の推進について、高齢者施策として高齢者福祉の担当部署と情報共有することが望ましい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書94頁】

当事業は、ひとり暮らし高齢者にかかる防火対策の推進を目的に対象者宅を訪問し、事業を実施しているが、訪問の結果等について高齢介護課等、高齢者福祉の担当部署との情報交換はしていない。

市において各種事業の実施内容を総合的に把握し、高齢者の福祉を増進して行く観点から、高齢介護課等、高齢者福祉の担当部署へ情報を集約することは有意義であると考えられる。実施結果を実施部署内に留めず、高齢者福祉の担当部署へ情報提供することの検討が望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末(未措置)】

高齢者福祉の担当部署への情報提供を見据え、現在、要綱等の改正を検討中であり、平成30年頃の実施を予定しています。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(28)
回答所属	みどり景観課
項 目	【意見28】うるおいとやすらぎ空間などの整備について、施策として効果判定を実施することが望ましい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書95頁】

現時点ですべての駅前にフラワーポールもしくはコンテナが設置されており、それら施設の老朽度合いに応じて新設を行っているが、市として特に事業評価の仕組みは設けていないとのことである。

既存施設の更新であったとしても、事業評価の仕組みを設け、施策としての効果判定を実施することは、効果的な市政運営の観点から望ましい。

アンケート等事業評価の仕組みを設け、施策として効果判定を実施することが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末(未措置)】

老朽化していた既設の鉄製フラワーポールを撤去し、ステンレス製のフラワーポールを同じ場所に設置するものであるため、景観上大きな変化はないと考えております。よって、アンケート等による事業評価は実施していません。

ただし、今後、新たな緑化施設の設置にあたっては効果判定の実施を検討いたします。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(29)
回答所属	高齢介護室地域包括ケア推進課
項 目	【意見29】介護予防施策の充実の早期実現が望まれる。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書100頁】

「第2章 高齢者保健福祉事業の現状 IV. 関連財政状況」において、介護サービスの歳出額は、平成22年度において295億円だったものが平成26年度では372億円と4年間で77億円(26%)増加している。

また、その内訳である介護予防給付サービスに係る歳出額は平成22年度の16.9億円から平成26年度で22.5億円と5.6億円(33%)の増加となっている。

今後団塊の世代が後期高齢者となる2025年(平成37年)に向けて、高齢者に占める介護認定者の割合は大きく増加し、介護サービス給付費が急増することが想定されている一方で、中長期的に見れば高齢者人口自体も2042年(平成54年)をピークに減少していくことが想定されている(注)。

このことから、介護サービスの供給量自体を際限なく増加させていくことよりも、今後の要介護者の発生、あるいは要介護度の進行をできるだけ遅らせていく介護予防事業の重要性が非常に高くなっていると考えられる。

このようなことから平成27年4月の介護保険法の改正により、新しい介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、介護予防についてもより強化・充実が求められることとなった。

東大阪市においては、遅くとも平成29年4月からの事業開始を予定しているが、早期の実現が望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末(措置済み)】

平成29年4月から新しい介護予防・日常生活支援総合事業を開始いたします。従来の介護予防サービスより多様なサービスを提供することで、介護予防の強化・充実を図ってまいります。また、一般介護予防についても、より充実した内容を計画してまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(30)
回答所属	高齢介護室高齢介護課
項 目	【意見30】介護保険事業において、保険料算出に係る介護保険事業費の見込みの精度を高める事が望ましい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書104頁】

介護保険料算出に係る介護保険事業費の見込みと実績額については以下のとおりである。

居宅サービスと介護保険施設サービスは介護保険事業費の中でも大きな割合を占めているが、居宅サービスが計画に比して大きく超過している一方で、介護保険施設サービスは計画に大きく届いていない状況となっている。

このことは、市として管理不能な居宅サービスが需要に基づいて計画以上に大きく急増し、介護保険財政を大きくひっ迫させる要因となっている一方で、市として管理可能な介護保険施設サービスの整備が計画に追い付いていないことから、結果として介護保険財政が比較的均衡していることを表している。

また地域密着型サービスについては、計画期間を通して計画比が大きく未達の状況となっている。

このように介護保険事業全体では収支均衡が保たれているものの、その内訳については、比較的大きな計画超過と計画未達が存在している。このことは必ずしも計画時において介護ニーズを的確に捉えきれていないことが原因と思料される。

介護保険財政の推計結果は、第1号被保険者の保険料、介護サービス供給量に大きな影響を与えるため、これまでの介護サービス供給実績、アンケート結果、今後の人口推計など様々な情報を収集・分析し、より精度の高い見積りを行うことが求められる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末(未措置)】

平成29年度は3年に一度の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の年であることから、介護サービス供給量についてより精度の高い推計を行うよう努めてまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【2】－(6)
回答所属	高齢介護室介護認定課
項 目	【結果6】介護保険事業について、介護認定結果の通知までの日数を短縮する必要がある。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書106頁】

介護保険法において、介護認定の申請から処分(通知)までは30日以内に行わなければならないとされている。

しかしながら東大阪市における介護認定の申請から通知までの平均日数は以下の様に30日を超過した状態となっている。

このように法定の30日を超過している主な要因としては、認定時に必要とされる主治医意見書の提出が遅延していることが考えられ、今後は提出期限を過ぎた場合には、医療機関への催促を行うように依頼していくとのことである。

この対応により今後日数の大幅な短縮が図られればよいが、もし想定ほど短縮が図られない場合は他の原因も考えられるため、その場合はもっと詳細な原因分析と対応が必要となることに留意が必要である。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末(一部措置済み)】

介護認定申請から通知まで、依然30日を超過しているところです。これは、主治医意見書の提出が遅延していることが主な要因と考えられ、提出期限を超過した書類に関しては提出期限から約2週間後には関係機関に督促を行っているところです。今後も引き続き通知までの期間を短縮できるよう督促及び調整会議等で、関係機関に働きかける予定です。

また一方で、申請から通知までの日数の超過は、高齢化に伴う介護認定申請件数及び認定件数の増加が問題であり、それらを解消する根本的な改正が必要と考えられます。

平成30年度の法改正において更新認定有効期間の上限36ヶ月を延長する等の改正が予定されていますが、有効期間延長等の申請件数及び認定件数縮小の改善策について、平成29年4月14日開催の大阪府市長会中部ブロック介護保険担当課長会議にて要望書を提出することとしています。今後も、引き続き国及び府へ必要な要望を行ってまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(31)
回答所属	指導監査室居宅事業者課
項目	【意見31】介護給付費の適正化の効率的な実施が望まれる。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書110頁】

介護給付費については大阪府国民健康保険団体連合会(以下、国保連)を通じて介護サービス事業者に支払うことになるが、平成26年度の国保連からの介護給付費等請求額通知書の再審査・過誤の状況は以下のとおりである。

再審査・過誤の発生には比較的変動があるが、これは介護給付適正化事業による指導及び介護保険法に基づく指導・監査の影響が大きいと考えられる。

すなわちこのことは介護サービス事業者の介護給付費の請求額には過誤等が常に内在しており、介護給付適正化事業による指導及び介護保険法に基づく指導・監査の件数を増加させることで過誤等をより多く防ぐことができるということになる。

しかしながらマンパワーの問題もあり、これらの実地指導・監査あるいは調査等の件数を大きく増加させることは現実的ではないため、これまでの経験から過誤等の発生しやすい事務、発生割合の高い事業所などの識別の上、そのような事業所への実地指導・監査の頻度を上げる、また国保連介護給付適正化システム等を効果的に利用することなどで、より効果的・効率的に過誤等の防止が行われることが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末(措置済み)】

介護保険法に基づく事業者に対する指導としては、市内の全事業者に対して講義形式で行う集団指導と、職員が直接、事業所に出向いて行う実地指導を中心に実施しています。

集団指導については、年に1回実施しており、過去の主な指導事項を示して適正な事業運営を喚起しているところであり、報酬算定についても実地指導における指摘が多い事項を中心に取り上げて指導を行っています。

実地指導については、マンパワーの問題があるなかで効果的・効率的な指導を行うため、対象の選定にあたっては、これまでの経験から過誤等の発生割合の高い事業所として、おおむね2年以内に事業を開始した比較的新しい事業所や集団指導不参加の事業所、苦情・通報が寄せられた事業所を優先的に対象として実施するとともに、平成26年度より国保連介護給付適性化システムを利用して給付実績に特異な傾向がみられる事業所や請求内容に疑義が生じる事業所についても、優先的に対象として実施しています。

また、不正が疑われる事案についても、国保連介護給付適性化システムを利用して給付実績を確認することにより、効率的な監査の実施に役立てています。

平成28年度においては、本指摘を踏まえ、過誤が発生しやすい事務として「同一建物減算」に着目し、有料老人ホーム等に併設される訪問介護事業所の給付実績について、国保連介護給付適性化システムを利用することで確認を行いました。

最近では多様な形態の事業者の参入が見られることから、これらに対応した指導監査をより効果的・効率的に行うため、今後はさらに国保連介護給付適性化システムの有効利用ができるよう、情報分析のスキルアップを図り、職員間で共有してまいりたいと考えます。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(32)
回答所属	高齢介護室給付管理課
項目	【意見32】介護報酬の請求内容に対し、市としてケアプランの確認精度を上げる等の対応を行うことが望ましい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書110頁】

介護報酬の請求にあたる大まかな流れとしては、まず、要支援、要介護に認定された高齢者が自身の希望や生活環境等に沿った介護サービスを利用できるように、ケアマネジャー（介護支援専門員）は利用する介護サービスの種類や内容を定めた介護サービスの利用計画（ケアプラン）を作成する、当ケアプランに沿って介護サービス事業所は介護サービスを提供する、介護サービス事業所は、提供したサービスに応じて介護報酬を請求する、といった流れとなる。

介護報酬の不正請求として考えられる主な方法としては、①ケアプランに不要なサービスを盛り込む、②実際に提供実績として提供していないサービスを提供したと報告する、③提供実績報告と異なる介護報酬を請求する、といった方法が考えられる。

上記③については、国保連の支払時に提供実績報告と報酬請求内容についての確認を受けており、不正請求が発生する余地が低いと考えられる。

上記①②については、本来ケアマネジャーが内容や実態を確認する機能を有しているが、介護サービス事業者には雇用されているケアマネジャーも多く、確認機能としては形骸化するリスクがある。しかし、要支援の利用者の場合は、本人負担が発生することから利用者自身が内容を確認すると想定されること、不要なサービス提供や、提供を受けてないサービスへの支払いに対して苦情等対応が可能であること、要支援者へのサービス内容は月定額制のような定額サービスが多いことから、発生リスクとしては高くはないと考えられる。一方、要介護の利用者の場合、提供数に応じた介護報酬が発生すること、認知症の発症等により本人の意思を伝えることや本人によるサービス提供確認が困難である場合もあることから、不正請求の手段として利用される恐れがある。

そのため、市では、要介護者の介護報酬請求について、全件ではないが、一部リスクが高いと考えられるケアプランを対象として、サービスの必要性や提供実績内容に他のサービス提供状況と整合しない内容がないか等ケアプランの内容を確認している。

平成26年7月から平成27年4月に渡り、市がケアプランを確認した介護サービス事業所数、及び確認により発生した介護報酬の返還実績は以下のとおりである。

現在、市は対要支援者の介護報酬については不正請求が発生するリスクは少ないとして、請求内容の確認を行っていない。また、対要介護者の介護報酬についても上記のとおり、一部確認にとどまり全件の確認は行っていない。

しかし、市として要支援者に対する介護報酬の不正請求状況について把握実績は今まで一度もなく、実際に発生リスクが低いのか確認する必要がある。

もともと、介護予防サービスに係るケアプランについては、厚生労働省は「ケアプランの点検」の対象とは考えておらず、また、介護予防プランの作成は地域包括支援センターまたはその委託先に限られ、委託分については地域包括支援センターが点検しており、指導担当課が介護予防サービス事業所への実地指導等に努めていることから、介護サービスに係るケアプランを優先させるべき等優先順位はあると考えられる。また、不正請求は、ケアプランを点検すればすべて発見できるものではなく、サービス事業所の人員基準や加算要件を満たしていないことや、運営基準違反にも関係するため、不正請求の対応としては、実地指導及び監査を全事業所に行う等の手法が効果的である場合もある。

しかし、点検の件数を増やすことは、利用者の自立に資する真に必要なサービスが適切に位置づけられているか確認することにより不適切なサービスの是正を図ることが可能であること、及びそれに付随して、不正請求の発見や介護支援専門員の資質の向上を図ることも可能な点で非常に有用である。

そのため、市の予算上問題もあると考えられるが、組織内の人員配置や、アウトソーシング等の対応を行い、まずは介護報酬請求内容の確認件数の拡大を図るとともに確認精度を上げる等、介護報酬の不正請求に対し市として毅然とした対応をすることが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末（一部措置済み）】

保険者が実施するケアプランの点検について、介護予防ケアプランの点検は現在行っておりませんが、平成29年3月に市内介護予防支援事業所（地域包括支援センター）及び介護予防支援の委託先居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対し、外部講師による介護予防支援業務についての研修を実施し、174名が参加しております。平成29年度より要支援者のサービスの一部が総合事業に移行することを踏まえ、また要介護者に対するケアプランの点検件数を増やすことを優先するべく、今後も介護予防ケアプランを適正化事業のケアプランの点検の対象にすることは予定しておりますが、指導・監査担当課及び総合事業の担当課と協力し、適切な予防支援支援業務が運営されるよう努めてまいります。なお、組織内の人員配置については、ケアプランの点検件数を増やすため、今後もその充実に向けて要望してまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(33)
回答所属	高齢介護室給付管理課
項 目	【意見33】外部専門家の協力を得る、又は市の内部人材の育成等の方策により、ケアプランの適切性について、より深く検証を行うことができる体制を構築することが望ましい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書112頁】

上記【意見32】に記載のとおり、介護報酬の不正請求方法として、ケアプランに不要なサービスを盛り込む、といった方法が考えられる。

当ケアプランについては、専門的な知識が必要な場合も多く、市の担当者ではケアプランの適切性の判断が困難な場合もある。

この点、医師、薬剤師、管理栄養士や作業療法士等の専門家にケアプランの適切性に対しての見解を仰ぐ、といった会議を定期的開催し、介護報酬の不正請求に対応する、といった他自治体例もある。

また、外部専門家の利用だけでなく、市としても、市の担当者への研修制度の充実や高齢者福祉事業に関する専門知識の構築等を意図して異動を行う等、より深淵な知識を有した担当者により適切性の判断を行う体制を構築することも考えられる。

このように、外部専門家の協力を得る、又は市の内部人材の育成等の方策により、ケアプランの適切性について、より深く検証を行うことができる体制を構築することが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末（一部措置済み）】

外部専門家については、平成21年度より市内居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員に、ケアプランの点検での主な指摘事項や運営基準に基づくケアマネジメントについての研修講師として協力いただいております、その過程においてケアプランの点検について専門的見地から貴重な意見をいただいております。

市の内部人材に育成等については、人員配置の充実とあわせて体制の整備を図ってまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(34)
回答所属	高齢介護室介護保険料課
項 目	【意見34】介護保険事業について、介護保険料収納率のさらなる改善が望まれる。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書114頁】

第1号被保険者の介護保険料のうち年金から天引きされる特別徴収については未収が発生しないが、市からの納付書によって支払われる普通徴収の方で滞納未収が発生する。普通徴収のみの収納状況は以下のとおりである。

また、普通徴収における口座振替の状況は以下のとおりである。

これらの表より、普通徴収の収納率が年々改善してきており、その原因は徴収事務の効果的な運用による成果もあるが、普通徴収の中でも収納率が高水準である口座振替による収納の増加の影響もあると考えられる。

このように収納率が改善してきているとはいえ、現在においても普通徴収の調定額の15%以上は未収となり、毎年1億円以上の不納欠損が発生していること、また、介護保険料の収納率は介護保険料の算定に影響を与えることなどを鑑みると、今後においても他部署との連携・情報共有の強化、口座振替の推進などさらに収納率を向上させる施策を講じることが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末（一部措置済み）】

介護保険制度において、保険料は、無収入あるいは低収入の被保険者に対しても一定額が賦課される仕組みとなっていることから、普通徴収における収納率の向上のためには世帯主の納付義務や低収入者に対する減免制度をはじめ、滞納となった場合の給付制限や徴収権の時効など、制度を周知することが極めて重要と考えており、今後も、口座振替の推奨を含め、各通知物への説明文掲載や窓口・電話対応の際の丁寧な説明、休日の電話督促等により収納率の向上につながるよう努めてまいります。

また、収納率向上の具体策として、口座振替加入率の向上等を目的にWeb口座振替受付サービスを平成29年度中に導入することを決定するとともに、コンビニ収納の導入を前提とした介護システムを平成29年1月に先行導入いたしました。今後も、収納方法の多様化について検討を進めてまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(35)
回答所属	高齢介護室地域包括ケア推進課
項 目	【意見35】通所型介護予防事業について、介護保険法の改正を受けて、市として積極的な施策を展開することが望ましい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書115頁】

当事業は、高齢者に可能な限り生きがいのある自立した生活を送っていただくことを支援する事業であり、また、今後の介護給付費用増加の抑制につながる重要性の高い事業と考えられる。

しかし、その重要性に比して上記のとおり参加者数は少ない。

当事業は平成27年度の介護保険法の改正により、全国一律の介護予防給付から平成29年度末までに市町村が地域の実情に応じた取り組みができる介護保険制度の地域支援事業へ移行されることとなる。そのため、市の実情に応じた多様な担い手による多様なサービス展開が可能となる反面、市として能動的な事業方針の策定に迫られることとなる。そのため、今後、他自治体や民間事業者等幅広い事業事例を参考にし、市として積極的な施策を展開することが望ましい。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末（一部措置済み）】

多様な担い手を養成するための研修を平成28年度中に実施しております。担い手の養成に向け、平成29年度についても研修を実施するとともに、広報活動についても積極的に行ってまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(36)
回答所属	高齢介護室地域包括ケア推進課
項 目	【意見36】介護予防教室の開催について、内容や頻度等について各地域包括支援センター間の格差を解消することが望ましい。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書116頁】

上記のとおり、介護予防教室開催回数について各センターで差が発生している。また、開催のみならず教室の実施内容について各センターに一任されている状況であるため、実施内容についても各センターで差が発生していると想定される。各センターで差が生じる理由として、各センターの教室開催のノウハウの差、また、各センターで実施する他の事業の繁忙状況等も考えられるが、いずれにしても当事業に関して、住民が得られるサービスに相当の差が生じていると考えられる。

そのため、各センターへの負荷の軽減、住民サービスの均一化の観点から、各センターに各々家族介護教室及び介護予防教室の事業を委託するのではなく、介護予防教室自体は専門事業者に一括で委託し、各センターは当教室開催のサポートとして携わることで担当地域住民との関係構築を図っていただく等、別の形態での開催を検討することが望ましいと考える。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末（一部措置済み）】

介護予防教室の開催が少ないセンターについては、地域包括支援センターヒアリング時に積極的に開催するように指導しております。専門事業者への一括委託については、今後必要に応じて検討してまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(37)
回答所属	高齢介護室高齢介護課
項 目	【意見37】コミュニケーションサポーター派遣事業の具体的な検討が望まれる。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書117頁】

当事業は、平成24年3月に策定された『東大阪市第6次高齢者保健福祉計画 東大阪市第5期介護保険事業計画』において、「認知度が低いこともあり、現状では事業が機能しておらず、見直しと再構築が必要」と判断されている。しかし、平成26年度末現在においても依然として、引き続き見直しと再構築が必要な段階であり、実際の派遣について具体的な検討はできていない。要介護認定調査やケアプラン作成などの相談場面において、在日外国人及び聴覚障害者など意思疎通が困難な方に対して、円滑にコミュニケーションをとることができるよう、当事業の具体的な検討が望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末(未措置)】

要介護認定調査やケアプラン作成などの相談場面において、実際派遣を行うことがなく、意思疎通困難なケースをどう対応しているのか、周知方法も含め検討中でありましたが、平成29年度において、第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画を策定していくなかで、当事業について検討してまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(38)
回答所属	高齢介護室高齢介護課
項 目	【意見38】介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画実施の安定的な実現のため、中長期の財政収支の見込みを踏まえながら、定期的な計画値と実績値の差異分析による高齢者福祉サービスの見直しが望まれる。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書119頁】

「第2章. IV. 関連財政状況」(26ページを参照)にて記載したとおり、一般会計から介護保険事業特別会計への繰出金は、平成25年度以降50億円を上回った。高齢化率が今後ますます増える中、「東大阪市第7次高齢者保健福祉計画 第6期介護保険事業計画」によれば、介護サービス給付費については、要介護者数等の推計をもとに、平成37年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準を推計し、結果、下記のような推計値が示されている。

上記の表から、介護サービス給付費の合計額の伸びは、平成27年度から平成37年度の10年間で約68.0%の増加が見込まれている。

他方、財務部では、一般会計から介護保険事業特別会計への繰出金や 一般会計において実施している高齢者福祉事業に関して、特に中長期の推計値を公表しているわけではない。

今後、東大阪市において、安定的な高齢者福祉サービスの提供を実現していくためには、中長期での財政収支の裏付けが必須となってくる。できるだけ客観的なデータにもとづいた中長期での財政収支を踏まえながら、定期的にサービスコストの計画値と実績値の差異を分析し、必要であれば今後の高齢者福祉施策の一部修正も必要となることが想定される。

したがって、単年度の予算査定時のみならず、福祉部と財務部が定期的に連携して、住民ニーズに配慮しつつ、中長期の財源を意識して計画値と実績値の差異分析をおこない、安定的な高齢者福祉サービス実現を目指すことが望まれる。

・措置状況内容

【措置状況内容：平成29年3月末(未措置)】

福祉部と財務部が連携のうえ、中長期の財源を意識して計画値と実績値の分析を行い、安定的な高齢者福祉サービスの実現に努めてまいります。

H27年度包括外部監査結果及び意見に対する措置状況報告

管理番号	【1】－(39)
回答所属	高齢介護室高齢介護課
項 目	【意見39】高齢者保健福祉事業の実施状況や今後の財政負担予測等について、適時にわかりやすく公表することが望まれる。

・包括外部監査による結果及び意見

【報告書119頁】

市では「市政だより」等を通じて、高齢者保健福祉事業に関して住民に広報されている一方で、市の決算(財政状況)について、家計簿になぞらえてわかりやすく説明されている。

他方、市民とりわけ福祉サービスを受ける高齢者は、基本的には提供されている福祉サービス内容と本人負担の保険料金額のみを理解し、東大阪市全体の高齢者福祉サービスの財源として、税がどの程度投入され各高齢者福祉サービスが維持されているかについては理解できない状況にある。すなわち、行政と市民の間で情報の格差(ギャップ)が発生している。

今後、統一的な公会計基準が2年後に全国の自治体で導入を予定されているので、当該財務情報の利活用も考慮しつつ、市民に対して高齢者福祉サービスがどのような財源にもとづき、どの程度のニーズを満たしているのかに関して、分かりやすく説明されることで、市がさらなる公的説明責任を果たされることを強く望む。

・措置状況内容

【措置状況内容:平成29年3月末(一部措置済み)】

「みんなの介護保険」の冊子において財源等はじめ各サービスの説明を記載しており、市民のみなさまに配布するなど周知につとめておりますが、高齢者福祉サービスの財政状況等のよりていねいな説明について一層努めてまいります。